

平成16年2月3日
農林水産省消費・安全局

**食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第3回家きん疾病小委員会の概要**

1 日時 平成16年2月3日（火）13：30～16：30

2 場所 農林水産省消費・安全局第4、5会議室

3 概要

(1) 防疫対応の実施状況について

事務局及び山口県担当者から、発生農場及び移動制限区域内での防疫措置、立入検査の実施状況が報告された。また、海外での本病の発生状況とこれに対する輸入検査対応等について報告が行われた。

(2) 清浄性確認検査の実施方法について

事務局から、発生農場の防疫措置終了後14日を経過する2月5日以降、マニュアルに基づき清浄性確認のための立入検査、抗体検査、ウイルス分離検査を行うことを説明し、これにより進めることについて了承が得られた。

移動制限の解除については、これらの結果を踏まえて小委員会の助言も得ながら検討することとされた。

なお、農林水産省からは、防疫に万全を期すため、慎重に対応を行っていくとの考え方を示した。

(3) 疫学調査等の実施状況について

事務局、山口県担当者から、これまでの調査で感染経路として疑われるような人、車両等の出入りは確認されておらず、県内の養鶏農場等にも異常がないことが報告された。

山口委員（（独）農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所）から、分離ウイルスの海外での分離ウイルスとの遺伝子配列の比較成績について、新たに本年ベトナムで分離されたウイルスとも異なること等が報告された。

感染経路の解明にあたっては、今後、（4）の緊急調査研究の研究成績と山口県が行っている疫学調査結果と合わせ、検証していくこととされた。

(4) 科学技術振興調整費緊急調査研究について

山口委員から、1月29日に決定された「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究」の概要について紹介があった。

(5) 輸出入検査

事務局から、高病原性鳥インフルエンザに対する検疫対応状況、加熱処理家きん肉等の取り扱いの検討方針について報告した。委員からは、発生国からの愛玩鳥類についての規制を制度的にも強化すべきとの意見が出されるとともに、加熱処理家きん肉等の輸入を認める場合は、処理後の再汚染、輸入時のモニタリング等十分な担保措置を取るべきとされた。

(6) その他

事務局から、前回検討すべきとされたワクチン備蓄について、国自らが輸入し、動物検疫所において備蓄することが報告された。備蓄ワクチンは、現時点で使用することは不適切であるが、万が一まん延防止のために使用せざるを得ない場合には、家畜伝染病予防法の規定に基づく農林水産大臣又は都道府県知事の指示に従い、計画的・組織的に使用することとされ、具体的な方法について事務局で検討し、小委員会の意見を聴くこととされた。

<参考>

[食料・農業・農村政策審議会 消費・安全分科会家畜衛生部会
第3回家きん疾病小委員会 資料](#) [\[PDF\]](#)

連絡先 農林水産省消費・安全局衛生管理課 電話：03-3502-8111 国内関係：小倉、杉崎（内線3202, 3220）
--